

# 富山福祉短期大学における公的研究費の運営・管理に関する取扱規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、富山福祉短期大学（以下「本学」という）における公的研究費の不正使用を防止し、適正な運営・管理のために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省および他府省庁並びにそれらが所管する独立行政法人から交付される競争的研究資金等をいう。

2 この規程において「部局」とは、各学科および事務部門をいう。

3 この規程において「構成員」とは、本学において公的研究費による研究活動およびその運営・管理に携わる全ての教職員および学生等をいう。

4 この規程において「不正」とは、物品購入に係る架空請求、実体を伴わない旅費の請求、実態とは異なる謝金・給与の請求等、関係法令、研究費を配分した機関（以下「配分機関」という）の定めおよび本学の定める規程等（以下「学内規程」という）に違反して研究費を使用する行為をいう。

### (法令等の遵守)

第3条 構成員は、公的研究費の取扱いについて、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）をはじめとする関係法令、配分機関の交付等の際の条件および学内規程（以下「規則等」という）を遵守しなければならない。

## 第2章 責任体制の明確化

### (最高管理責任者)

第4条 本学に、公的研究費に関する運営・管理の最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとする。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

4 最高管理責任者は、次条に定める統括管理責任者および第6条に定めるコンプライアンス推進責任者が、責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

### (統括管理責任者)

第5条 本学に、公的研究費に関する運営・管理の統括管理責任者を置き、副学長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。

3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 本学に、公的研究費に関する運営・管理のコンプライアンス推進責任者を置き、各部局の長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理について、各部局における実質的な責任と権限を持つものとする。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 自己の管理監督する部局において不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に定期的に報告する。

(2) 不正防止を図るため、部局の構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況の管理監督および理解度の把握を行う。

(3) 部局の構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

### 第3章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(ルールの一貫化・明確化)

第7条 統括管理責任者は、公的研究費の事務処理手続に関するルールを明確に定めるとともに、構成員にわかりやすい形で周知し、明確かつ統一的な運用を図るものとする。

2 ルールの策定に当たっては、慣例にとられることなく、実態を踏まえ、業務が最も効率的かつ公正に遂行できるものとし、必要に応じて見直しを行う。

(職務権限等の明確化)

第8条 本学における公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任、職務分掌、決裁手続については、学内規程の定めに基づくものとする。

(コンプライアンス教育の受講)

第9条 構成員は、自らのどのような行為が不正にあたるのかを理解するため、第6条第3項第2号によるコンプライアンス教育を受講するものとする。

(誓約書)

第10条 最高管理責任者は、構成員に対し、規則等の遵守、不正を行わないこと、規則等に違反して不正を行った場合は、本学や配分機関の処分および法的な責任を負担すること等を記した誓約書の提出を求めるものとする。

(行動規範)

第11条 最高管理責任者は、構成員の意識向上のため、行動規範として「富山福祉短期大学研究倫理綱領」および「富山福祉短期大学『人を対象とする研究』ガイドライン」

を策定し、周知するものとする。

(通報窓口)

第12条 本学に、不正に関する告発および情報提供（以下「通報」という）を受付ける窓口（以下「通報窓口」という）を置き、学事部をもって充てる。

2 通報があった場合の取扱い、調査、懲戒および認定結果の公表等については、別に定める「富山福祉短期大学における研究活動等に係る不正行為への対応等に関する規程」によるものとする。

#### 第4章 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

(研究不正防止委員会)

第13条 不正防止計画推進部署として、最高管理責任者の下に、研究不正防止委員会（以下「防止委員会」という）を置く。

2 防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) コンプライアンス推進責任者
- (3) その他最高管理責任者が指名する者

3 防止委員会の委員長は、前項第1号の委員をもって充てる。

4 委員の任期は、職制によるもの以外は2年とする。ただし再任を妨げない。

5 防止委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 不正を発生させる要因の把握および本学全体の状況の体系的な整理と評価に関すること。

(2) 不正防止計画の策定、推進、検証に関すること。

(3) その他、不正防止対策の推進に当たり必要な事項に関すること。

6 防止委員会は前項の業務を行うにあたり、第20条によるモニタリングおよび監査の結果を反映させるため、内部監査チームの陪席を求めるものとする。

7 防止委員会の事務は、図書館が行う。

(不正防止計画の進捗管理)

第14条 最高管理責任者は、率先して不正防止に対応することを学内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

#### 第5章 研究費の適正な運営・管理

(予算執行状況の検証)

第15条 コンプライアンス推進責任者は、随時公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、研究者等に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しなければならない。

2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、コンプライアンス

推進責任者は、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を研究者等に遅滞なく示すものとする。

(発注段階での財源の特定)

第16条 研究者等は、公的研究費の執行状況を的確に把握するため、公的研究費予算執行申請書に業務計画番号を明記し、支出財源を特定して発注するものとする。

(取引業者との癒着防止)

第17条 本学は、取引業者に対し、「富山福祉短期大学公的研究費に係る購入物品等に関する取引停止等取扱内規』および本規程による本学における公的研究費の適正な管理方針並びに取引に係るルール等を説明し、これを遵守させるものとする。

2 一定の取引実績のある業者に対しては、不正に関与しないこと、また内部監査やその他の調査等に協力すること等を記した誓約書の提出を求めることとする。

3 不正な取引に関与した業者への取引停止等の措置については、「富山福祉短期大学公的研究費に係る購入物品等に関する取引停止等取扱内規」による。

(研究費の執行手続)

第18条 物品発注・検収業務、非常勤雇用者の雇用管理、出張計画の実行状況の確認等、公的研究費の執行に関する手続等については、別に定める「富山福祉短期大学科学研究費助成事業に係る事務取扱内規」によるものとする。

## 第6章 情報発信・共有化の推進

(相談窓口)

第19条 本学に、公的研究費に関する相談窓口を置き、図書館をもって充てる。

2 相談窓口は、公的研究費に関する学内外からの相談等に対応し、必要に応じて関係部局等と協議の上、迅速かつ適切な対応を行う。

(情報発信)

第20条 最高管理責任者は、公的研究費の不正への取組に関する本学の方針等を、学内外へ公表するものとする。

## 第7章 モニタリングおよび監査

(モニタリングおよび監査)

第21条 公的研究費の適正な運営・管理のため、モニタリングおよび監査を行う。

2 前項に定めるモニタリングおよび監査に関しては、別に定める「富山福祉短期大学における公的研究費の運営・管理に関する内部監査内規」により実施する。

## 第8章 雑則

(準用)

第22条 第2条第1項に定めるほか、この規程に準じた運営・管理が必要と認められる

研究資金等については、この規程を準用することができる。

(その他)

第23条 この規程に定めのない事項については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年8月27日法律第179号)をはじめとする関係法令、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)および学内規程等に基づき、最高管理責任者が決定するものとする。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃については、運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

1. この規程は、平成27年9月29日から施行する。
2. この規程の施行に伴い、「富山福祉短期大学における公的研究費の適正な運営・管理体制に関する規程」(平成22年10月1日施行)は廃止する。
3. この規程は、平成31年4月1日から施行する。